

新旧対照表

浦安市印鑑条例施行規則（昭和52年規則第10号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第16条に規定する規則で定める方法）</p> <p>第15条 条例第16条に規定する規則で定める方法は、同条に規定する端末機に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用する方法とする。</p> <p>附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（条例第16条に規定する規則で定める方法）</p> <p>第15条 条例第16条に規定する規則で定める方法は、同条に規定する端末機に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書を利用する方法とする。</p>